

介護サービス事業者の 業務管理体制の整備について

令和5年度
集団指導資料

業務管理体制について

- 業務管理体制の整備
- 整備すべき業務管理体制
- 届出（記載すべき事項、届出先、届出システム）

業務管理体制の整備

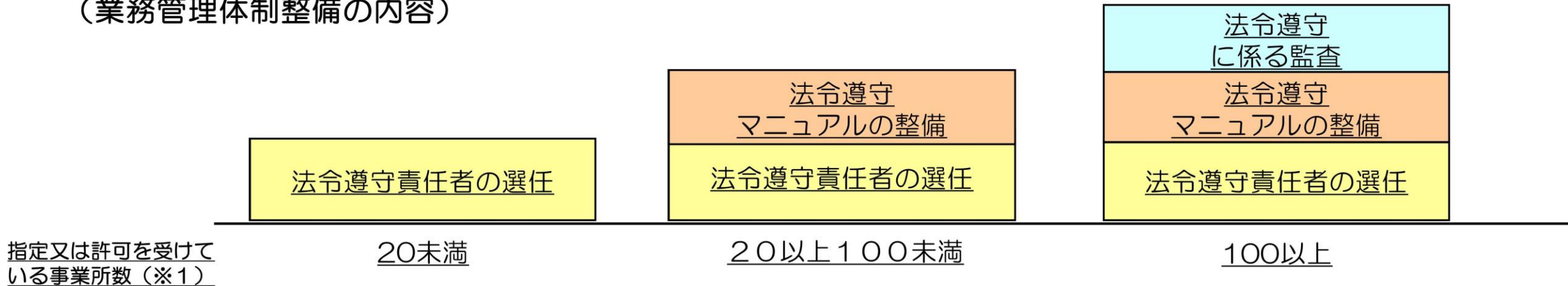
- 平成21年5月1日の介護保険法一部改正の施行により、同法第115条の32の規定で、事業者（開設者）は、業務管理体制を整備し、その事項を届け出ることが義務づけられた
- この制度は、事業者による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護保険事業運営の適正化を図るために、導入されたもの

整備すべき業務管理体制

(介護保険法第115条の32・
介護保険法施行規則第140条の39)

- 指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じ定められている

(業務管理体制整備の内容)



(※1)

事業所数には、みなし事業所は含まない（みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

介護予防事業所は含むが、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、含まない。

届出（記載すべき事項）

（介護保険法施行規則第140条の40）

届出事項	対象となる介護サービス事業者
[1]事業者の ・ 名称又は氏名 ・ 主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
[2]「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
[3]「業務が法令に適合することを確保するための規程」の概要	事業所等の数が 20以上の事業者
[4]「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が 100以上の事業者

※法人の名称変更、所在地の移転や代表者の変更等があった場合、業務管理体制の届出の変更も必要となるので注意

届出

「法令遵守責任者」について

- 事業者で1人を選任（各事業所等に1人ではない）
- 法令遵守責任者には、何らかの資格等を求めるものではないが、少なくとも介護保険法（以下「法」という）及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定している
- 法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任すること
- 代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではない
- 関連会社の社員等、当該事業者の従業員でない者を法令遵守責任者を選任することはできない

届出

「法令遵守規程」について

- 法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があるが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構わない
- 届け出る「法令遵守規程の概要」については、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構わない。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えない

届出

「業務執行の状況の監査」について

- 事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあっては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができる。なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構わない
- 定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではないが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれる
- 届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出ること

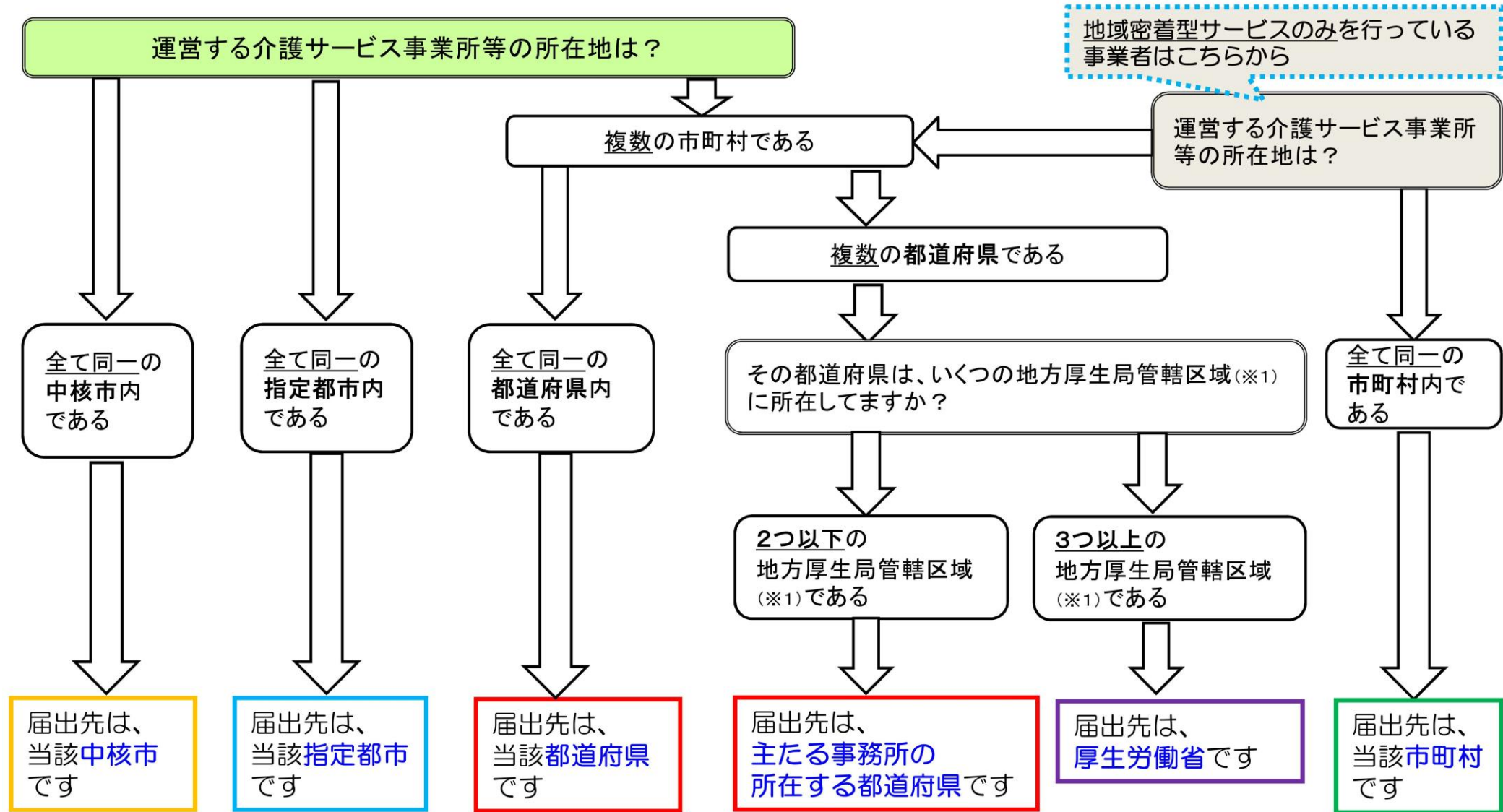
届出（届出先）

（介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40）

- 届出先は、国・都道府県・中核市（前橋市・高崎市）・市町村に分かれており、介護サービス事業者が運営する事業所等の所在地により異なる

区分	届出先
ア. 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
イ. 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
ウ. 全ての事業所等が1の群馬県の区域に所在する事業者	群馬県知事 （群馬県介護高齢課）
エ. 全ての事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者 ※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く（届出先は群馬県知事）	中核市（前橋市・高崎市）の長
オ. 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	当該市町村長

(参考)



(参考)

【別紙1】 地方厚生局管轄区域一覽

地方厚生局	管轄区域
北海道厚生局	北海道
東北厚生局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越厚生局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海北陸厚生局	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿厚生局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国厚生局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州厚生局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

届出（届出システム）

- 業務管理体制の整備に関する届出システム

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

→行政手続の簡素化及び効率化の推進の観点から厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下、「届出システム」という。）が構築され、電子申請による届出が可能となった

※従来どおり郵送での届けでも可能であるが、
群馬県は原則届出システムによる電子申請での届出をお願いしている

業務管理体制の整備に関する届出システム

ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックして下さい。

ユーザID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>

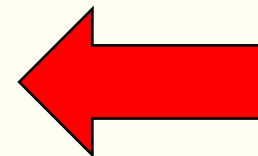
ログイン

届出事項の変更が必要になった際にご利用ください。

初めて本システムを利用される事業者の方へ：
新規に届出を行う場合は[こちら](#)

既に事業者番号(Aから始まる番号)をお持ちの場合は[こちら](#)

パスワードを忘れた方は[こちら](#)



【事業者の方へのお知らせ】

- ① 運用保守業者へのお問い合わせはメールでのみ対応しております。
電話による対応は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ② お問い合わせいただいている内容に関しては順次対応しております。
ご不便おかけしますが、回答をお待ちいただきたく存じます。
- ③ 操作方法については操作マニュアルをご確認ください。
操作マニュアルのダウンロードは[こちら](#)

(参考)

- 厚生労働省

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス事業者の業務管理体制

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index.html

- 群馬県

トップページ > 組織からさがす > 健康福祉部 > 介護高齢課 > 施設・事業者向け情報 > 介護保険事業者における業務管理体制の整備について

<https://www.pref.gunma.jp/page/6178.html>